

大歯発第136号
令和2年5月2日
(総務課扱い)

地区代表者 殿

大阪府歯科医師会
会長 太田 謙 司

新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aについて

平素は、会務運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題につきまして、4月28日に開催されました「都道府県歯科医師会新型コロナウイルス感染症担当者連絡協議会」での日歯資料を基に別添のとおり作成いたしましたので、お送りいたします。

つきましては、貴地区所属の会員の先生方にご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎ 4月28日開催(WE B会議)
都道府県歯科医師会新型コロナウイルス感染症担当者連絡協議会
日歯資料を基に本会にて作成しております。

新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

令和2年4月23日

- Q 1 : 休業補償・補助助成制度等の国の経済支援策について教えてほしい。
- Q 2 : 歯科医院を受診した患者が陽性となり、治療にあたった歯科医師等が濃厚接触者となった時の保健所への連絡、その後の消毒、歯科医院の休院有無等の流れを教えてほしい。
- Q 3 : 都道府県歯科医師会の会議等はいつごろから再開できるか。また、再開の目安とする判断基準はあるか。
- Q 4 : 日歯から診療自粛の要請がされることはあるのか。
- Q 5 : 具体的な感染予防対策を示してほしい。
- Q 6 : 国の指定感染症になれば、所得補償保険とは別の保険で補えるようになるのか。今後の見通しがあるか。または、都道府県歯科医師会の判断になるのか教えてほしい。
- Q 7 : マスク・消毒用エタノール・グローブ等の衛生製品が不足しているので提供してほしい。政府への支援の働きかけをお願いしたい。
- Q 8 : 衛生士科学生の実習のために病院に行かせられず、単位が取得できない場合の卒業資格はどうなるのか
- Q 9 : 歯科に対するネット情報による誤解、風評被害を招く記述への対応をお願いしたい

Q 1 : 休業補償・補助助成制度等の国の経済支援策について教えてほしい。

A 1 : 政府等の給付金、貸付金、債務保証は次の通りです。

給付金【新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置】

(厚生労働省)

この雇用調整助成金の特例措置は、コロナウイルスの影響により従業員を休業させた際に、支払った休業手当を一部助成するものです。なお、具体的な申請方法は、厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html に掲載されている「雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）令和 2 年 4 月 15 日現在」等をご覧ください。 **↑ 上記、URL よりご参照ください。**

お問い合わせは本会 医療課（TEL06-6772-8884）まで

給付金【持続化給付金】（経済産業省、中小企業庁）

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金です。法人 200 万円以内、個人事業者は 100 万円以内の支給となります。

なお、持続化給付金は国会での令和 2 年度補正予算案の成立を前提としているため、制度の具体的な内容や条件については、詳細が決まり次第公表されます。

給付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で 50%以上減少している方

給 付 額：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12 か月）

申 請 方 法：決定後速やかに公表

問 合 せ 先：03-3501-1544（中小企業庁 金融・給付金相談窓口）

貸付金【医療貸付制度】（独立行政法人福祉医療機構）

対 象：福祉医療機構の貸付事業の融資対象施設を経営している事業者であって、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障がある事業所

償 還 期 間：10 年以内（据置期間 5 年以内）

貸 付 利 率：当初 5 年間 1 億円まで無利子（1 億円超の部分 0.2%）、6 年目以降 0.2%

貸付限度額：4,000 万円（無担保）

問 合 せ 先：福祉医療機構 東日本 03-3438-0659 西日本 06-6252-0219

貸付金【新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度】

(日本政策金融公庫)

対 象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の 1 または 2 のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

1. 最近 1 ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少している方
2. 業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合等は、最近 1 ヶ月の売上高が次のいずれかと比較して 5%以上減少している方
 - (1) 過去 3 ヶ月（最近 1 ヶ月を含みます。）の平均売上高
 - (2) 令和元年 12 月の売上高
 - (3) 令和元年 10 月から 12 月の平均売上高

償 還 期 間：設備資金：20 年以内＜据置期間 5 年以内＞

運転資金：15 年以内＜据置期間 5 年以内＞

貸 付 利 率：基準利率。ただし、3,000 万円を限度として融資後 3 年目までは基準利率－0.9%、4 年目以降は基準利率。

利子補給制度：3,000 万円以下の部分について、「基準利率－0.9%」の利子（支払利息）は一旦公庫に返済後、支払済み利子額を実施機関から補給する。利子補給機関は借入後当初 3 年間

貸付限度額：6,000 万円（無担保）

＜特別利子補給制度の対象は 3,000 万円以下の部分＞

問 合 せ 先：事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日 9 時～17 時）若しくは日本政策金融公庫の各支店となります。沖縄県で事業を営む方は沖縄振興開発金融公庫（098-941-1795）となります。

債務保証【セーフティネット保証 5 号について】（経済産業省、中小企業庁）

従前、歯科診療所は対象外でありましたが、緊急調査を実施し、厚生労働省を通じて経済産業省に申請した結果、歯科診療所も対象となりました。指定期間は令和 2 年 4 月 10 日～令和 2 年 6 月 30 日となります。

セーフティネット保証 5 号とは、全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で 80%保証を行う制度です。

なお、信用保証協会は、中小企業者（個人事業主）が金融機関から借り入

れなどを受ける場合に、その借入の債務を保証することを、主な業務にしています。

問合せ先は、市区町村役所となります。

債務保証【危機関連保証】（経済産業省、中小企業庁）

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既に実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証を初めて発動することとしました。これにより、売上高等が急減する中小企業・小規模事業者においては、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠となる 100%保証が利用可能となります。

全国・全業種を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8 億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8 億円）とは別枠（2.8 億円）で借入債務の 100%を保証する制度です。

対象中小企業者：指定案件に起因して、原則として、最近 1 か月間の売上高等が前年同月比で 15%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 15%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

内容（保証条件）：①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証等とは別枠で 2 億 8,000 万円

問 合 せ 先：市区町村役所

Q 2：歯科医院を受診した患者が陽性となり、治療にあたった歯科医師等が濃厚接触者となった時の保健所への連絡、その後の消毒、歯科医院の休院有無等の流れを教えてください。

A 2：これまで得られた情報によると、来院した患者が、後日、感染者と分かった場合は、通常は感染経路の追跡がなされ、当該患者と歯科医師及びスタッフが、どの程度接触したか等について保健所による調査があります。その後は、所轄保健所の対応によるものと考えられますが、すべての患者に対する感染予防対策が取れていて、感染リスクが低いと判断された場合には、歯科医療機関内の消毒（有料）を行ったうえで、一定の期間休院するか、あるいは診療を継続するかは、歯科医療機関の管理者（開設者）の慎重な判断によります。

一方で、歯科医師やスタッフが濃厚接触者とみなされた場合には、所轄保健所の指導の下に、原則的には接触から 14 日程度の健康観察の対象となります。

Q 3 : 都道府県歯科医師会の会議等はいつごろから再開できるか。また、再開の目安とする判断基準はあるか。

A 3 : 感染拡大の状況によるものと考えますが、都道府県行政などとの連携のもとに、都道府県ごとにご判断ください。

Q 4 : 日歯から診療自粛の要請がされることはあるのか。

A 4 : 感染拡大の状況に地域差も大きいことから、現状において、本会から一律に診療自粛を求めることはありません。ただし、感染予防策の徹底とともに、地域の実情や歯科医療機関の体制に即し、緊急性が少なく、延期しても問題が少ない治療、定期健診、訪問資料などについては、延期の検討をお願いしているところです。→4月3日付 大歯発第28号
「新型コロナウイルス感染症拡大に伴うお願い」参照
なお、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において医療従事者は緊急事態宣言時にも事業継続を求められる事業者として定められております。一方で厚生労働省から「歯科医師の判断により、応急処置に留めることや、緊急性がないと考えられる治療については延期することなども考慮すること。」との事務連絡が出ております。

→4月8日付 大歯発第47号『改正インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発令について』参照

Q 5 : 具体的な感染予防対策を示してほしい。

A 5 : 一般社団法人日本歯科医学会連合のホームページに、新型コロナウイルス感染症について「歯科医療従事者のみなさまへ」に掲載されておりますので、こちらをご参照ください。→別添 資料1「COVID-19関連情報」4月21日付 参照
<http://www.nsigr.or.jp/>

Q 6 : 国の指定感染症になれば、所得補償保険とは別の保険で補えるようになるのか。今後の見通しがあるか。または、都道府県歯科医師会の判断になるのか教えてほしい。

A 6 : 事業所の火災保険や動産総合保険等の休業補償に関する特約条項は、現時点において新型コロナウイルス感染の影響による休業では補償対象外になっています。このような中、金融庁監督局長通知「新型コロナウイルス感染症に関する保険約款の適用等について（要請）」（令和2年4月10日付金監督第915号）が日本損害保険協会等に出されました。本会といたしましても、同協会に対して、会員各社の損害保険会社において柔軟な保険約款の解釈・適用や商品上の必要な措置を取って補償対象となるよう要望を行いました。

Q 7 : マスク・消毒用エタノール・グローブ等の衛生製品が不足しているので提供してほしい。政府への支援の働きかけをお願いしたい。

A 7 : 国にも、業界団体にも安定供給について繰り返し要請しています。

Q 8 : 衛生士科学生の実習のために病院に行かせられず、単位が取得できない場合の卒業資格はどうなるのか

A 8 : 文部科学省・厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設の修学等に不利益が生じることがないように取り扱うこととした学校養成所の運営等に関する事務連絡が発出されています。

Q 9 : 歯科に対するネット情報による誤解、風評被害を招く記述への対応をお願いしたい

A 9 : 別紙（資料 2）にある通り、メディアからの様々な問い合わせに対して、これまで担当役員を中心に、適切な対応に努めてきました。また国民向け HP を通じて、動画の配信などの対外広報活動を行っています。ただし残念ながら、事前取材があっても、こちらの趣旨とは異なる内容の報道となってしまう事態、あるいは事実に基づかないネット情報などが散見されます。本会としても、これらが風評被害に繋がることは看過できません。メディア各社に対して、正確・公正な報道を求めるとともに、近々にも本会として意見広告を行う予定です。

COVID-19 関連情報 Coronavirus

2020 年4月 21 日

(一社)日本歯科医学会連合
新型コロナウイルス感染症対策チーム

《 感染拡大防止関連情報 その1 》

ー「歯科診療における緊急と判断する治療」ー

新型コロナウイルス感染症拡大に対してより一層の取り組みを、社会全体そして一人一人が行うことが重要です。

歯科診療においては標準予防策の徹底等による院内感染防止対策、そして各地域の感染拡大の状況や必要性に応じた診療内容の調整などによる診療環境整備により、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むことが有効であると考えられます。

そこでこれまで、日本歯科医学会連合では、下記に示す「歯科診療における新型コロナウイルス感染症を防止するための留意点」についての情報を発信してきました。

対策情報その1: 歯科の受診と歯科医療現場の対応

対策情報その2: 新型コロナウイルス感染症に対する留意点

対策情報その3: 歯科診療を行う際の環境整備

現時点において、各地域により感染拡大の状況は大きく異なることから、地域の実情、歯科医療機関の体制に即した対応の検討を求められておりますが、更なる感染拡大にも備えることが必要とされています。

患者さんに安全・安心な歯科医療を提供するために、歯科医師は、それぞれの地域の新型コロナウイルスの感染拡大の状況を理解し、最終的には自らの歯科専門知識で個々の患者さんの状況にあわせた歯科治療の選択を行う必要があります。

そこで、日本歯科医学会連合では、診療内容をご検討いただく際の目安となるよう、「緊急を要しないと診断した場合」の記載に続き、現時点で緊急性が高い(緊急対応が必要)と考えられる事例について、別紙「[歯科診療における緊急と判断する治療](#)」と

してまとめました。ここに示した事例以外は、緊急性がなく延期が可能ということではなく、地域における感染拡大の状況や個々の患者さんの状態等を踏まえた判断が必要です。

患者さんそして医療従事者への新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、地域の実情、またそれぞれの診療環境に応じての対応として参考となれば幸いです。

(別紙)

「歯科診療における緊急と判断する治療」に関する考え方

緊急性の高い歯科医療:(直ちに病院(主に口腔外科)での対応を必要とするもの)

- 生命の危険がある状態(歯科疾患起因による全身状態の悪化、気道閉塞の可能性がある状況など)
 - 重症な口腔顎顔面外傷
 - 口腔顎顔面における異常出血
 - 重症菌性感染症
- など

緊急対応を必要とするもの

緊急を要する歯科治療は、主に外傷、炎症、悪性腫瘍、機能障害を伴う病態などで、早急な対応が必要なもの

放置することによって早期に進行、重症化してしまうものが挙げられる。

また、緊急事態移動制限時等においては、電話、オンラインを用いての状況把握の対応は有効であると考ええる。

下記に例を示す。

ただし、この際の治療は、可能な限り侵襲を抑え最小限にして目的を達成できる内容を考えなくてはならない。

手術関連:

- 歯の外傷(打撲、脱臼、破折など)
- 軟組織の外傷
- 感染に伴う膿瘍形成

- 手術後の感染、経過不良
- 手術後の必要な処置（抜糸、創部洗浄など）
- 悪性との鑑別を必要とする病理診断関連（組織片採取を含む）など

処置関連：

- 自制不可能な疼痛を伴うもの
- 急性の智歯周囲炎、歯冠周囲炎
- 急性の歯髄炎、根尖性歯周炎
- 限局性歯性感染症による局所の疼痛と腫脹
- 重要な周術期管理に必要とされる歯科治療など

歯冠修復・欠損補綴関連：

- 早期に装着を必要とする状況の歯冠修復物の合着
- 生活に重大な支障となる機能障害を有する義歯の調整、修理、修復物・補綴物の脱離等に対する処置など

歯科矯正関連：

- 口腔内に障害を与えている矯正用ワイヤーまたは装置の調整または切断など

参考資料：「What Constitutes a Dental Emergency? ADA Updated 3/31/20」

（一部引用し、日本の実情に合わせて新型コロナウイルス感染症対策チームにて作成）

新型コロナウイルス感染症に係るメディア取材一覧

※以下の取材に対して役員が中心となり対応している

令和2年4月22日

年月日	メディア	内 容
R2.3.5	テレビ朝日「羽鳥慎一モーニングショー」	「医療現場へのマスク供給」についての取材依頼
R2.3.16	NHK科学文化部	特番「新型コロナウイルス いま あなたの不安はなんですか？」に係る電話取材依頼
R2.4.3	読売新聞 政治部	感染拡大防止のため会員にどのような指導、要請を行っているか、それらを行った時期や、判断に至った経緯について照会
R2.4.3	読売新聞 医療部	会員に対し待合室用から雑誌等を撤去するよう通知しているかの照会
R2.4.7	西日本新聞社	4/3付、都道府県歯科医師会宛文書の内容について照会
R2.4.8	NHK「あさイチ」	新型コロナウイルスに関する視聴者の質問・声に対する照会
R2.4.9	FBS福岡放送「めんたいワイド」	「不急の治療」とはどのようなものかという照会
R2.4.9	時事通信社	4/6付、厚労省文書の取り扱いについて照会
R2.4.9	日本テレビ「スッキリ」	歯科医療機関を受診しないほうがよいとする歯科関係者からの意見に関する取材依頼
R2.4.13	日本テレビ「news zero」	不要不急の外出自粛が要請されているなかでの歯科医療機関の現状、影響について取材依頼
R2.4.14	朝日新聞 社会部	歯科医院の現場での備品在庫や感染リスク等に関する取材依頼
R2.4.21	テレビ朝日 社会部	患者数増減率、スタッフ離職率、休業診療所数等についての照会
R2.4.21	共同通信社	歯科医療の現状等についての取材依頼